



# 熊本県公報

第12846号  
令和元年(2019年)  
8月6日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 1
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… ( " ) 1

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… ( " ) 3

### 登 載 依 頼

- 令和元年度(2019年度)熊本県エイズ対策会議の開催…………… (エイズ対策会議) 3

## 告 示

### 熊本県告示第235号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成29年(2017年)8月18日熊本県告示第744号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

杉木地区造成宅地防災区域

上益城郡山都町大字杉木字竹ノ脇533番2、535番1(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第236号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)3月23日熊本県告示第249号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 平地区(その1)造成宅地防災区域  
上益城郡山都町大字島木字平1728番

2 平地区(その2)造成宅地防災区域  
上益城郡山都町大字島木字平1705番1、1706番1、1707番

(その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 熊本県公告第218号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年(2019年)8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A v a n t M a l l 菊陽

熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業34街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社九州リースサービス 代表取締役 磯山 誠二	福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号 サンライフセンタービル

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
株式会社三喜 代表取締役 野田 孝文	千葉県柏市中央町2番8号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木 勉	福岡市博多区大井二丁目3番1号
ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 塩原 礼貴	熊本市中央区安政町1番2号カーリーノ下 通5F

4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和2年(2020年)3月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,809平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 438台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
- |         |        |      |
|---------|--------|------|
| 駐輪場No.1 | A棟東側   | 25台  |
| 駐輪場No.2 | B棟西側   | 28台  |
| 駐輪場No.3 | B棟西側   | 33台  |
| 駐輪場No.4 | C棟西側   | 50台  |
| 駐輪場No.5 | 建物敷地西側 | 19台  |
| 合計      |        | 145台 |
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- |            |       |           |
|------------|-------|-----------|
| 荷さばき施設No.1 | A棟北東側 | 50平方メートル  |
| 荷さばき施設No.2 | B棟北側  | 50平方メートル  |
| 荷さばき施設No.3 | C棟東側  | 50平方メートル  |
| 荷さばき施設No.4 | D棟東側  | 50平方メートル  |
| 荷さばき施設No.5 | C棟西側  | 50平方メートル  |
| 合計         |       | 250平方メートル |
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- |             |      |             |
|-------------|------|-------------|
| 廃棄物保管施設No.1 | B棟北側 | 14.43立方メートル |
| 廃棄物保管施設No.2 | C棟東側 | 28.92立方メートル |
| 合計          |      | 43.35立方メートル |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 株式会社西松屋チェーン  
開店時刻：午前10時00分 閉店時刻：午後8時00分
- 株式会社三喜  
開店時刻：午前10時00分 閉店時刻：午後8時00分
- マックスバリュ九州株式会社  
24時間営業
- ニューコ・ワン株式会社  
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
駐車場 3箇所 建物敷地東側及び南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- |            |                  |
|------------|------------------|
| 荷さばき施設No.1 | 午前6時00分～午後10時00分 |
| 荷さばき施設No.2 | 午前6時00分～午後10時00分 |
| 荷さばき施設No.3 | 午前0時00分～午後12時00分 |

荷さばき施設No.4 午前6時00分～午後10時00分  
荷さばき施設No.5 午後10時00分～午前6時00分

- 8 届出年月日  
令和元年(2019年)7月22日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部振興課  
令和元年(2019年)8月6日から令和元年(2019年)12月6日まで

### 熊本県公告第219号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年(2019年)8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン荒尾  
熊本県荒尾市原万田628番1 外
- 2 変更しようとする事項の概要  
(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)株式会社マツモトキヨシ 午前10時から午後10時  
(変更後)株式会社マツモトキヨシ 午前9時から午前10時
- 3 変更する年月日  
令和元年(2019年)7月26日
- 4 届出年月日  
令和元年(2019年)7月25日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局振興課  
令和元年(2019年)8月6日から令和元年(2019年)12月6日まで

### 登載依頼

### 熊本県エイズ対策会議第1号

令和元年度(2019年度)熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和元年(2019年)8月6日

熊本県エイズ対策会議  
座長 松 下 修 三

- 1 開催日時  
令和元年(2019年)9月4日(水)  
午後6時30分から午後8時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館 2階職員研修室
- 3 議題  
(1) エイズ患者等の発生状況について  
(2) 熊本県におけるエイズ対策について  
(3) 意見交換
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症・新型インフルエンザ対策班  
(電話096-333-2240)